

奈良県告示第十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、小林土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年四月十六日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	村田 岩男	大和郡山市小林町二三〇―一
〃	松田 肇	〃 〃 二三二
〃	杉岡 正義	〃 〃 二四〇
〃	増田 宏	〃 〃 二二八―一
〃	面畑 規子	〃 〃 二四七
〃	西本 雅章	〃 〃 二二四
監事	廣田 善紀	〃 〃 二四一―二
〃	加納 充代	〃 〃 三三五―一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	村田 岩男	大和郡山市小林町二三〇―一
〃	松田 肇	〃 〃 二三二
〃	杉岡 正義	〃 〃 二四〇
〃	増田 宏	〃 〃 二二八―一
〃	面畑 規子	〃 〃 二四七
〃	西本 雅章	〃 〃 二二四
監事	廣田 善紀	〃 〃 二四一―二
〃	加納 充代	〃 〃 三三五―一